

# 始良市福祉関係団体研修等バス補助金について

## ●補助対象団体とは

始良市民で組織された福祉活動を行っている団体

## ●補助対象経費とは

研修等を実施するために要するバス借上げ料（有料道路料金、駐車料を除く）の2分の1で、上限2万円（千円未満の端数は切り捨て）

## ●補助の条件とは

- ・研修等の参加者が14名以上であること
- ・補助金の交付は1年度につき1回のみとする
- ・予算の範囲内であること

## ●補助金交付の流れ（☆は団体等で実施）

☆①各団体で研修等の実施について検討してください。

☆②研修等実施計画書を提出してください。

③始良市から研修等の実施について連絡があります。

☆④バス会社に見積書を依頼してください。

☆⑤交付申請書を提出してください。（研修等の実施日の3週間前まで）

### 【提出書類】

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・行程表（様式第3号）
- ・乗車予定名簿（様式第4号）
- ・バス会社から受領した見積書の写し
- ・交付請求書（精算払の場合：様式第11号 前金払の場合：様式11、12号）

⑥始良市から交付決定通知書が送付されます。

⑦始良市から補助金が支払われます。（前払いを希望された場合）

☆⑧研修等の実施

☆⑨実績報告書を提出してください。（研修等終了後に提出してください）

### 【提出書類】

- ・実績報告書（様式第8、9号）
- ・バス借上料の支払が確認できる領収書の写し

⑩始良市から補助金確定通知書が送付されます。

⑪始良市から補助金が支払われます。（後払いを希望された場合）